

税控除（5,000万円控除）について

- 収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡所得から5,000万円控除できる
- 5,000万円控除を適用するためには、事業認定が原則必要

1 概要

収用等（任意買収含む）により資産を譲渡した場合において、譲渡所得等から5,000万円を控除できる。（租税特別措置法第33条の4）

2 適用できる事業

- ①土地収用法や都市計画法等に基づいて収用された場合
- ②収用権が付与される事業のために資産が任意買収された場合
（租税特別措置法第33条第1項第1号、第2号）

3 事業認定

税控除を適用するためには、起業者が事業認定を受ける必要がある。

4 事業認定を受けなくても適用できる事業

事業によっては、事業認定を受けなくても事業施行者が証明する証明書の添付で足りるとする制度が設けられており、主に道路法の道路や河川などが該当する。

5 その他の税控除

少額だが事業認定を必要としない税控除もあり、それで足りる場合は、起業者がそちらを選択する場合もある。

○租税特別措置法（抜粋）

昭和三十二年法律第二十六号

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第三十三条 個人の有する資産〈略〉で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなった場合〈略〉において、その者が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額〈略〉の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り〈略〉（以下第三十三条の四までにおいて「収用等」という。）〈略〉は第三十三条の規定を適用することができる。

- 一 資産が土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、都市計画法〈略〉、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、〈略〉、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法その他政令で定めるその他の法令（以下次条までにおいて「土地収用法等」という。）の規定に基づいて収用され、補償金を取得する場合（政令で定める場合に該当する場合を除く。）
 - 二 資産について買取りの申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて収用されることとなる場合において、当該資産が買い取られ、対価を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。
- 〈以下略〉

（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）

第三十三条の四 個人の有する資産で第三十三条第一項各号〈略〉に該当することとなった場合〈略〉において、その者がその年中にその該当することとなった資産のいずれについても第三十三条〈略〉の規定の適用を受けないとき〈略〉は、これらの全部の資産の収用等〈略〉による譲渡に対する〈略〉第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 〈略〉「長期譲渡所得の金額から五千万円〈略〉を控除した金額」とする。
 - 二 〈略〉「短期譲渡所得の金額から五千万円〈略〉を控除した金額」とする。
- 〈以下第三号から第四号略〉
- 2 前項の場合において、当該個人のその年中の収用〈略〉等による資産の譲渡について同項各号のうち二以上の号の規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて五千万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。